

□ 愛知県居住安定援助計画認定基準（令和7年10月1日）

令和7年10月1日作成
愛知県建築局公共建築部住宅計画課

| 基準項目 | | 基準の具体的な内容 | |
|---|--|--|--------------------------|
| 申請者 | ・個人又は法人 | | |
| 登録住宅の単位 | ・住戸ごとに登録（申請は建築物ごと） | | |
| 専用住宅の戸数 | 専用住宅の戸数は1戸以上であること | 法第41条第4号 合同規則第12条 | |
| 入居を拒まない住宅確保要配慮者 | ・登録の際に入居を拒まない住宅確保要配慮者の属性等を選択することも出来ます。 | | |
| | ○法第2条第1項第1号から第5号までで定める者 □低額所得者 □被災者（発生日から3年未満） □高齢者 □障害者 □子ども（高校生相当以下）を養育している者 ○規則第3条第1号から第10号で定める者 □外国人 □中国残留邦人等 □児童虐待を受けた者 □DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者 □ハンセン病療養所入所者等 □帰国被害者等 □犯罪被害者等 □保護観察対象者等 □困難な問題を抱える女性 □生活困窮者自立支援法の援助を受けている者 □国土交通大臣が指定する災害の被災者 | ○規則第3条第13号の規定に基づき、愛知県賃貸住宅供給促進計画で定めた者 □海外からの引揚者 □新婚世帯 □原子爆弾被爆者 □戦傷病者 □児童養護施設退所者 □LGBT（レスビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー） □Uターンによる転入者 □住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者 □失業者 □一人親世帯 □低額所得者（法第2条第1号に該当する者）の親族と生計を一にする学生 | |
| 一般の賃貸住宅 | ① 新築住宅：床面積が25㎡以上（（3）の場合を除く）、 ② 既存住宅：床面積が18㎡以上（（4）の場合を除く）、 ③ 共用部分に台所等を備える一部併用住宅とする場合：18㎡以上、 ④ 既存住宅かつ一部共用住宅とする場合：13㎡以上 | 法第41条第1号 合同規則第9条 | |
| | ② 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの | 法第41条第2号 合同規則第10条第1号イ | |
| | ③ 地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの等 | 法第41条第2号 合同規則第10条第1号ロ | |
| | ④ 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること（共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない） | 法第41条第2号 合同規則第10条第2号イ | |
| 共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅であるものを支離く） | ① 住棟全体の床面積が15㎡×A+10㎡以上であること（Aは、共同居住型賃貸住宅の入居可能者数の定員、A≧2） | 法第41条第1号 合同規則第9条 合同告示第2条 | |
| | ② 共同居住型賃貸住宅のうち居住安定援助賃貸住宅である部分にあつては、入居可能者数を1人として、専用居室部分の床面積（収納設備が備えられている場合は含む）が9㎡以上であること | 法第41条第1号 合同規則第9条 合同告示第2条 | |
| | ③ 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの | 法第41条第2号 合同規則第10条第1号イ | |
| | ④ 地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの | 法第41条第2号 合同規則第10条第1号ロ | |
| | ⑤ 共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を設けること（ただし、専用部分に備えられている場合を除く） | 法第41条第2号 合同規則第10条ただし書き 合同告示第2条 | |
| | ⑥ 便所、洗面設備及び浴室又はシャワー室は、入居可能者数(A)を5で除して得た数（小数点以下切り上げ）に相当する人数が一度に利用するのに必要な数を設けること | 法第41条第2号 合同規則第10条ただし書き 合同告示第2条 | |
| 共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅） | ① 住宅全体の床面積が15㎡×B+22㎡×C+10㎡以上であること（ただし、B≧1かつC≧1又はB=0かつC≧2）（Bは、ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、Cはひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数） | 法第41条第1号 合同規則第9条 合同告示第3条 | |
| | ② ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数は、ひとり親世帯（親+子）1世帯とし、専用居室の床面積（収納設備が備えられている場合は含む）が12㎡以上であること（ただし、住宅全体の床面積が、15㎡×B+24㎡×C+10㎡以上の場合は、10㎡以上） | 法第41条第1号 合同規則第9条 合同告示第3条 | |
| | ③ 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの | 法第41条第2号 合同規則第10条第1号イ | |
| | ④ 地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの | 法第41条第2号 合同規則第10条第1号ロ | |
| | ⑤ 共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を設けること（ただし、専用部分に備えられている場合を除く） | 法第41条第2号 合同規則第10条ただし書き 合同告示第3条 | |
| | ⑥ 便所と洗面設備は、BとCの合計数を3で除した数（小数点以下切り上げ）に、また、浴室又はシャワー室はBとCの合計数を4で除した数（小数点以下切り上げ）に相当する人数が一度に利用するのに必要な数をそれぞれ設けること。バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること。 | 法第41条第2号 合同規則第10条ただし書き 合同告示第3条 | |
| 居住安定援助の内容に係る基準 | 安否確認 | 1日に1回以上、通信機器の設置その他の方法により、要援助者の安否の確認を行うこと | 法第41条第6号 合同規則第14条第1号イ |
| | 見守り | 1月に1回以上、要援助者への訪問その他の方法により、当該要援助者の心身及び生活の状況の把握を行うこと。 | 法第41条第6号 合同規則第14条第1号ロ |
| | 福祉サービスへのつなぎ | 要援助者の心身及び生活の状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を適切に実施し、必要に応じて、当該要配慮者が行政機関その他福祉サービスを提供する者と接触するための援助をすること。 | 法第41条第6号 合同規則第14条第1号ハ |
| | 要援助者以外の認定住宅入居者 | 当該認定住宅入居者の心身の状況、希望その他の事情を踏まえ、必要に応じて、上記居住安定援助に準ずるものを提供するものであること | 法第41条第6号 合同規則第14条第2号 |
| その他の基準 | ① 特定の者について不当に差別的なものでないこと | 法第41条第3号 合同規則第11条 | |
| | ② 入居を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること | 法第41条第3号 合同規則第11条 | |
| | ③ 家賃の額が近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失わないこと | 法第41条第5号 合同規則第13条 | |
| | ④ 居住安定援助の提供の対価が、当該居住安定援助の提供に要する費用に照らして不当に高いものでないこと | 法第41条第7号 合同規則第15条 | |
| | ⑤ 国が定める基本方針や地方公共団体が定める供給促進計画に照らし適切であること | 法第41条第8号 合同規則第16条 | |

注：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）
規則：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）
合同規則：国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）
合同告示：令和7年7月18日付け厚生労働省・国土交通省告示第3号